妊婦支援給付金のご案内

妊婦支援給付金は、流産・死産の方も給付の対象になります。給付を受けるには、届出が必要になるため、健康づくり課までお越しください。

【対象者】

胎内市に住所を有する方

【支給額】

妊婦認定時に5万円

妊娠していたこどもの人数×5万円

【必要書類】

- ①妊婦給付認定申請書
- ②胎児の数の届出書

健康づくり課窓口に設置しています。

- ③振込先金融機関口座確認書類
 - 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュ カードの写し
- ④マイナンバーカード
- ⑤妊婦給付認定用診断書(医療機関からもらってきてください)
- 6母子健康手帳

妊娠届出前の流産の場合 12345

妊娠届出後の流産等の場合 236

が必要になります。

【相談先、利用できる事業について】

- 産後ケア事業
 - 出産後の心身のケアを行う産後ケア事業を実施しております。
- こども家庭センター(健康づくり課)助産師や保健師がお話しを伺います。

【問い合わせ先】

胎内市 健康づくり課(ほっと HOT・中条内) 〒959-2656 胎内市西本町 11番 11号

電話:0254-44-8680